（加入者であつた者の高額介護合算療養費の決定の請求等）

第五条の十一　法第二十五条において準用する組合法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第三項、第五項及び第七項に規定する加入者であつた者をいう。以下この条において「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる金額が零である場合にあつては、この限りでない。

一　請求者の氏名及び生年月日
二　請求者の加入者等記号・番号
三　［略］
四　計算期間において請求者の被扶養者であつた者の氏名及び生年月日
五・六　［略］
七　請求者が計算期間における加入者であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月
八　［略］

2　事業団は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を請求者に交付しなければならない。ただし、前条第二項本文に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一　請求者の氏名及び生年月日
二　請求者の加入者等記号・番号
三　請求者が計算期間において加入者であつた期間
四　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第三号に掲げる金額又は前号に掲げる加入者であつた期間に、当該請求者が受けた療養若しくはその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る同項第一号に規定する合算額
五・六　［略］

3　事業団は、第一項の規定による請求書の提出を受けた後、当該請求書に係る基準日の翌日から二年以内に同項第六号に掲げる医療保険者から高額介護合算療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、請求者等に対して当該請求書に関する確認を行つたときは、当該請求書は提出されなかつたものとみなすことができる。

4　［略］

5　第一項の請求書は、同項第六号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、事業団は、当該医療保険者を経由して当該請求書の提出を受けたときは、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第二項第二号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報を提供しなければならない。

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第五条の十一　法第二十五条において準用する組合法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第三項、第五項及び第七項に規定する加入者であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる金額が零である場合にあつては、この限りでない。

一　申請者の氏名及び生年月日
二　申請者の加入者等記号・番号
三　［同上］
四　計算期間において申請者の被扶養者であつた者の氏名及び生年月日
五・六　［同上］
七　申請者が計算期間における加入者であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月
八　［同上］

2　事業団は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項本文に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一　申請者の氏名及び生年月日
二　申請者の加入者等記号・番号
三　申請者が計算期間において加入者であつた期間
四　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第三号に掲げる金額又は前号に掲げる加入者であつた期間に、当該申請者が受けた療養若しくはその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る同項第一号に規定する合算額
五・六　［同上］

3　事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けた後、当該申請書に係る基準日の翌日から二年以内に同項第六号に掲げる医療保険者から高額介護合算療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請書に関する確認を行つたときは、当該申請書は提出されなかつたものとみなすことができる。

4　［同上］

5　第一項の申請書は、同項第六号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、事業団は、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けたときは、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第二項第二号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報を提供しなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年八月一日から施行する。

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令附則第三十七条第三項の規定による申請）

2　健康保険法施行令等の一部を改正する政令（以下「改正政令」という。）附則第三十七条第三項の規定による申請は、この省令による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第五条の二の七第一項の請求書に、改正政令第十三条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する改正政令第九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（以下「準用新国共済令」という。）第十一条の三の四第一項ただし書に規定する基準日（準用新国共済令第十一条の三の六第十三項の規定により基準日とみなされる日を含む。）が属する月の標準報酬月額が十六万円未満の加入者である者（準用新国共済令第十一条の三の五第十一項第四号又は第十二項第四号若しくは第五号に掲げる者を除く。）に該当している旨を付記することによって行うものとする。